

外国人観光客受入環境（交通サービス）整備促進事業補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、外国人観光客等の安心・快適な県内移動・周遊と滞在を促進するため、交通事業者等による受入環境整備を支援することを目的に、補助金を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象事業）

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、外国人観光客等の移動に係る交通サービスの環境整備とインバウンド対応を推進する事業で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）ユニバーサルデザインタクシー（標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領（平成24年3月28日付け国自旅第192号）に基づく認定を受けたタクシーをいう。以下同じ。）及びジャンボタクシー（運転手を除き6人乗り以上のワゴンタイプのタクシー）の導入等に要する経費
- （2）多言語案内・翻訳用機器、キャッシュレス決済機器の導入に要する経費
- （3）企画乗車船券の発行等に要する経費

（補助対象者等）

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 知事が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表1に定める補助率を乗じて得た額以内とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。

（補助金の交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、別表1に定める補助対象経費ごとに外国人観光客受入環境（交通サービス）整備促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- （1）第1号様式の2、第1号様式の3又は第1号様式の4
- （2）その他知事が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第6条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、外国人観光客受入環境（交通サービス）整備促進事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、あらかじめ外国人観光客受入環境(交通サービス)整備促進事業補助金変更承認申請書(第3号様式)に、積算の根拠となる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付決定額に影響のない軽微な変更については、この限りではない。

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、外国人観光客受入環境(交通サービス)整備促進事業補助金事業(中止・廃止)承認申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の変更承認等)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請書等の提出があった場合において、適当と認めるときは、変更を承認し、外国人観光客受入環境(交通サービス)整備促進事業補助金変更承認決定通知書(第5号様式)により補助対象事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、第6条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、外国人観光客受入環境(交通サービス)整備促進事業補助金交付申請取下書(第6号様式)を、知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第10条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合、補助対象事業の遂行が困難となった場合又は知事の要求があった場合には、速やかに外国人観光客受入環境(交通サービス)整備促進事業補助金事業状況報告書(第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 第7号様式の2、第7号様式の3又は第7号様式の4
- (2) その他知事が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、当該補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度末日のいずれか早い日までに外国人観光客受入環境(交通サービス)整備促進事業補助金事業実績報告書(第8号様式)に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 第8号様式の2、第8号様式の3又は第8号様式の4
- (2) その他知事が必要と認める書類

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、外国人観光客受入環境（交通サービス）整備促進事業補助金額の確定通知書（第9号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による額の確定通知を受けた後、補助金の交付を受けようとするときは、外国人観光客受入環境（交通サービス）整備促進事業補助金支払請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第7条の規定に違反したとき。

(3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(取得財産等の管理等)

第15条 補助事業者は、交付を受けた補助金により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 規則第20条第3号の知事が定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 規則第20条ただし書の規定により知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表に掲げる期間とする。

3 補助事業者は前項の取得財産等の処分をしようとするとき及び前項に関わらず取得財産等の処分により処分に要する費用を上まわる収益が発生するときは、あらかじめ外国人観光客受入環境（交通サービス）整備促進事業補助金財産処分承認申請書（第11号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助対象事業に関する書類の保存)

第17条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業区分	補助対象者	補助対象経費	補助率
ユニバーサルデザインタクシー	一般乗用旅客自動車運送事業者及びこの者に車両を貸与する者	ユニバーサルデザインタクシー、ジャンボタクシーの導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費	1 / 3 【補助金の上限額】 1 両あたり 60 万円
多言語案内・翻訳用機器、キャッシュレス決済機器	一般乗用旅客自動車運送事業者	・多言語案内・翻訳用タブレット端末及び多言語案内・翻訳システム機器の導入に要する経費 ・交通系 IC カード（全国相互利用可能なものに限る。）、クレジットカード等の利用又は QR コード決済を可能とするシステムの導入に要する経費	1 / 3
企画乗車船券	公共交通事業者、公共交通事業者で構成される団体等	企画乗車船券発行等に要する経費（低廉な運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。）	1 / 3

(注)

1. 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営む者をいう。
2. 「公共交通事業者」とは、次に掲げる者をいう。
 - 一 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者（旅客の運送を行う者及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させる者に限る。）
 - 二 軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者（旅客の運送を行う者に限る。）
 - 三 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者
 - 四 海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 2 条第 5 項に規定する一般旅客定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第 19 条の 6 の 2 に規定する人の運送をする貨物定期航路事業（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。）、同法第 20 条第 2 項に規定する人の運送をする不定期航路事業（乗合旅客の運送をするもの限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。）及び同法第 21 条第 1 項に規定する旅客不定期航路事業を営む者
 - 五 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）による本邦航空運送事業者